

令和2年2月19日

新型コロナウイルス感染症の診断について

1.現在次の(1)～(4)に該当し、かつ他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合に限り、保健所に依頼して検査を受けていただくことができます（最終的に検査が受けられるかどうかは保健所の判断になります）。

- (1)発熱または咳などの呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈する者であって、
新型コロナウイルス感染症であると確定したものと濃厚接触があるもの
- (2)37.5° C以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に中国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していたもの
- (3)37.5° C以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に中国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していたものと濃厚接触があるもの
- (4)発熱、呼吸器症状その他感染症を疑われるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの

2.上記の条件を満たして当院受診を希望される場合には、必ず事前にお電話にてご連絡ください。

3.上記の条件を満たさず、症状が軽い場合は、できる限り外出を控えて、自宅安静にて経過をみてください。

4.新型コロナウイルス感染症ではないといった内容の診断書は作成することはできません。

公益財団法人東京都医療保健協会
練馬総合病院